

令和3年度第1回
千葉県青少年問題協議会
議事録

令和3年度第1回

千葉県青少年問題協議会

日 時 令和3年8月30日（月）午前10時から正午まで
開催方法 オンライン（Zoom）
出席者数 30名
出席委員 貞廣齋子委員、嶋崎政男委員、上條理恵委員、阿部学委員、
中村実委員、佐野麻美委員、後藤久子委員、濱詰大介委員、
川村英雄委員、黒坂典雄委員、三部ミヨ子委員
県出席者 吉野美砂子環境生活部長、学事課：鈴木直人私学振興班長、
健康福祉指導課：金子竣哉主事、
健康づくり支援課：恩田輝将自殺対策班長、子育て支援課：山本真大主事、
障害者福祉推進課：城本和彦精神保健福祉推進班長、
県民生活・文化課：青柳徹課長、森田勝利子ども・若者育成支援室長、
くらし安全推進課：佐藤萌主事、雇用労働課：牧田靖規主査、
教育庁教育政策課：関隆允主査、教育庁生涯学習課：篠原明主査、
教育庁学習指導課：溝口真指導主事、教育庁児童生徒課：小安雄二指導主事、
教育庁学校安全保健課：藤田幸之介指導主事、
子どもと親のサポートセンター：小高清乃研究指導主事、
県警生活安全総務課：横田秀俊課長補佐、県警少年課：高橋正仁企画補佐、
県警サイバー犯罪対策課：高橋信幸課長補佐

議題等次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ （吉野環境生活部長）
- 3 議 事
 - (1) 会長及び副会長の選出について
 - (2) 第3次千葉県青少年総合プランの令和2年度事業に係る評価について
- 4 報告事項
青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）について
- 5 その他
- 6 閉 会

～ 会議の成立 ～

【司会】

会議の成立について御報告いたします。

本日は、全委員11名の御出席をいただいております。委員の過半数を満たしておりますので、千葉県青少年問題協議会運営要綱第3条第2項の規定により、会議が成立いたしますことを御報告申し上げます。

～ あいさつ ～

【司会】

それでは会議に先立ちまして、吉野環境生活部長より御挨拶を申し上げます。

【環境生活部長】

(あいさつ)

～ 委員紹介 ～

【司会】

今回、2月1日に委員の改選がございました。

委員の改選につきましては、県のガイドラインに基づいて、11名の皆様に委嘱をさせていただいたところでございます。

新たに委嘱をさせていただいた委員の方もいらっしゃいますので、改めまして本日ご出席の委員の皆様には、自己紹介をお願いしたいと思います。貞廣委員からお願いいたします。

吉野部長につきましては所用のため、ここで退席させていただきます。

～ 議事録署名人の指名について ～

【司会】

それでは、これより議事に入ります。会議の議長は、千葉県青少年問題協議会運営要綱第3条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますが、会長が選出されるまで事務局が行うということによろしいでしょうか。

はじめに、本会議の議事録署名人を決めたいと思います。議事録署名人は、事務局から指名させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、上條委員と濱詰委員をお願いしてよろしいでしょうか。

(了承)

ありがとうございます。お二方、よろしく願いいたします。

～ 議事（１）会長及び副会長の選出について ～

【司会】

それでは、議事（１）の「会長及び副会長の選出について」に進みます。青少年問題協議会の会長及び副会長につきましては、千葉県行政組織条例第３０条第１項の規定により、委員の互選により選出することとされております。

では、初めに会長職ですが、いかがいたしましょうか。

【委員】

本日初めてお目に係る方もいらっしゃると思いますので、事務局の方で御提案がありましたらお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【司会】

事務局としましては、昨年度に引き続き、幅広くの県の附属機関の委員等を務められている千葉大学の貞廣委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【司会】

ただいま、異議なしとの声が上がりましたが、貞廣委員はお引き受けいただけますでしょうか。

（了承）

【司会】

それでは、貞廣委員に会長をお願いいたします。

貞廣会長から改めまして御挨拶をお願いいたします。

（貞廣会長あいさつ）

【司会】

貞廣会長、ありがとうございます。

以降の進行は、会長である貞廣会長をお願いいたします。

【議長】

それでは、議事に移りたいと存じますが、まず、副会長の選出を行います。

いかがでしょうか。

【委員】

こちらについても、事務局の方で御提案いただければと思うのですが、いかが

でしょうか。

【事務局】

これまで、当協議会副会長は青少年団体連絡協議会の委員にお願いしておりましたので、黒坂委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

【議長】

ただいま、副会長として黒坂委員との提案がありまして、委員の皆様からも異議なしとの声が上がりましたが、黒坂委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(了承)

それでは、黒坂副会長から一言あいさつをいただければと思います。

(黒坂副会長あいさつ)

～ 議事（２）第３次千葉県青少年総合プランの
令和２年度事業に係る評価について ～

【議長】

続きまして議事（２）「第３次千葉県青少年総合プランの令和２年度事業に係る評価について」に進みます。本日は、委員の皆様と事業担当課との意見交換を予定しています。では、概要について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

第３次千葉県青少年総合プランの概要、進行管理・評価の方法について説明いたします。

当プランは、子ども・若者を取り巻く厳しい状況を踏まえ、関係機関が連携して、多様化する青少年問題に的確に対応し、千葉県の未来を担う子ども・若者の健やかな成長を支える社会を実現するために策定したものです。

県の子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進する計画であるとともに、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく法定計画となっています。

計画期間は平成３０年度から、令和４年度までの５年間となっており、対象者は乳幼児期から青年期（概ね３０歳未満）、施策によっては、ポスト青年期（４０歳未満）までとなっております。

施策の展開としましては、「３つの柱」のもとに「６つの基本目標」、それらを実現するために「１４の基本方策」を定めております。

１４の基本方策のもとに実施する関連事業について、【資料１－１】の関連事業一覧にて評価対象年度の実施計画・予算額、実施結果・決算額、翌年度の実施

計画・予算額の進行管理をしていきます。

また、3次プランからは、【資料1-2】のとおり、14の基本方策ごとに新たに設けた事業関連指標についても、その進捗状況を管理していきます。

次に第3次千葉県青少年総合プランの評価方法について説明いたします。

【資料2-1】をご覧ください。

3次プランでは、全事業の中から、「関連事業の進捗に関連するもの」、「法律や制度の変更が予定されているものや社会的に大きな問題となっているもの」、「その他青少年施策の推進にあたり核となるもの」、という観点から【資料2-2】に記載の32事業を重点事業として選定しております。

重点事業については、事業担当課にて事業評価シートを作成していただき、青少年問題協議会の委員の皆さまに送付、御意見をいただきます。

御意見のあった事業の中から10事業前後を選定し、青少年問題協議会にて委員と事業担当課で意見交換を実施することとしています。

令和2年度の事業評価シートについては、事前に委員の皆様へ御意見をお伺いしたところ、4事業について御意見をいただきました。

御意見及び担当課の回答は、参考資料「令和2年度事業評価シートに対する委員意見一覧」のとおりです。

本日はこの事業を含めた、【資料2-3】に記載の6事業について意見交換をお願いしたいと思います。

事務局からの説明は、以上となります。

【議長】

ただいま、【資料2-3】で本日の意見交換の対象となる6事業を列挙していただきましたが、こちら一つ一つの事業ごとに説明をいただきまして、委員の方々から御意見をいただきたいと思っております。それでは、事業番号56「いじめ防止対策等推進事業」について、事業の概要説明を教育庁児童生徒課からお願いいたします。

【児童生徒課】

「いじめ防止対策推進法」及び「千葉県いじめ防止対策推進条例」の成立を受けて策定した「千葉県いじめ防止基本方針」を基に、いじめに関する教員研修や啓発資料の作成、教育相談を実施しております。また、いじめ、不登校、暴力行為などの諸課題の早期発見・早期解決のため、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者、教職員等からの相談対応等の支援を行うとともに、スクールソーシャルワーカーを配置して福祉等の関係機関との連携を図っています。

当課の実施している「8つの事業」について御説明いたします。

一つ目に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校や教育事務所等への配置についてです。いじめや不登校等の問題行動に対応し、学校に

におけるカウンセリング機能の充実を図ることを目的として、臨床心理の専門家をスクールカウンセラーとして学校に配置しています。令和2年度は、千葉市を除く全公立中学校315校及び県立高等学校85校に加え、問題行動等の低年齢化に伴う対策として、公立小学校165校、教育事務所等に11人を配置いたしました。また、中学校重点校として5校、各教育事務所管内に1校ずつについては、スクールカウンセラーを週2日の配置とし、高等学校においては、ペア化を図り、未配置校への対応をしやすくいたしました。

スクールソーシャルワーカーは、問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけを支援するため、学校や教育事務所に配置しております。令和2年度は、小中学校に18校、地域連携アクティブスクールを含む高等学校に21校、計39校に配置し、教育事務所5か所にも配置いたしました。スクールソーシャルワーカーは、各学校等の求めに応じて、問題を抱える児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境の問題への働きかけや関係機関等の連携・調整を行います。

二つ目に、千葉県いじめ対策調査会やいじめ問題対策連絡協議会の開催についてです。千葉県いじめ対策調査会は、大学の研究者、心理等の専門家などの学識経験者からなる調査会であり、「いじめの防止等に関する調査研究」、「県が実施するいじめの防止等の対策に関する審議」、「重大事態が県立学校に発生した場合における、その事実の確認並びに調査及び審査」を行っております。学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成する協議会を設置し、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図っております。

「千葉県いじめ防止対策推進条例」に基づき策定した「千葉県いじめ防止基本方針」により、県教育委員会は、毎年、県が実施するいじめの防止等のため対策の実施状況及びその他いじめに関する資料等を、千葉県いじめ対策調査会に提出し、いじめ防止等に関する調査研究及びいじめの防止等のための対策に関する施策事業の点検評価を受けています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染予防の観点から、6月22日からメールを活用し随時意見交換を行いました。令和2年度は、県教育委員会が調査主体となる重大事態が発生しなかったため、いじめ対策調査会による事実の確認並びに調査及び審査は実施していません。いじめ問題対策連絡協議会は、千葉県教育庁及び知事部局の関係各課、市町村教育委員会、児童相談所、千葉地方法務局、県警察本部等の機関、弁護士、医師、心理や福祉の専門家の職能団体等、44の機関・団体で構成され、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、一堂に会しての会議ではなく、資料を基にメールにより協議を行いました。各機関等によるいじめ防止に係る取組や新型コロナウイルス感染症に係る取組等について、有意義な情報交換及び意見交換が行われました。担当者会議を設置したネット関係の機関等による「ネットいじめ対策専門部会」においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、全体の協議会と同様にメールによる協議及び意見交換を行いま

した。また、令和3年度の各機関等の取組予定等について情報交換をしました。

三つ目に、いじめ防止対策等に関する啓発資料の作成についてです。「千葉県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題に関する県の取組及び具体的な事例に基づく対応、関係機関との連携等について学校現場での利用を想定した啓発資料を作成し配付しています。また、家庭での子どもの見守りのポイントや相談機関の一覧等を示した保護者向け啓発資料及び、いじめの理解やいじめへの対応、相談窓口等について記載した、児童生徒向け啓発資料を作成し配付をしています。いじめに対する考え方や相談窓口等について記載した、児童生徒向けの「いじめ防止啓発カード」を作成し、県内全ての国・公・私立の小・中・特別支援学校（千葉市立学校を除く）の小学1、4年生、中学1年生に、それぞれ必要なカードを配付しました。「保護者向けいじめ防止啓発リーフレット」を県内の国公立の小・特別支援学校小学部の小学1年生の保護者に配付しました。また、発達段階に合わせた3種類の「児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレット」を、県内全ての国公立の小・中・特別支援学校小・中学部の小学1、4年生、中学1年生に配付しました。

四つ目に県立学校の生徒指導アドバイザー配置についてです。国の「補正予算のための指導員等派遣事業」に基づいて実施するものであり、県立高等学校に退職教員や教員を志望する大学生のうち生徒指導に関する領域を研究する者など専門性の高い多様な地域人材を生徒指導アドバイザーとして配置し、主に配置高等学校の生徒指導体制の充実を図るとともに、生徒指導に関する指導助言を行うことを目的とし、具体的には、生徒指導に関する計画立案における助言、校内における生徒指導の支援、校外における生徒指導の支援、その他の生徒指導に係る業務等を行っています。

五つ目に、不登校児童生徒支援チームの派遣についてです。不登校児童生徒及び保護者等に対して、校内での支援教室の設置や、支援機関による進路等に関する情報提供など、適切な支援を行っています。

令和2年度は125校（中学校124校、小学校1校）を不登校児童生徒支援推進校として指定しました。校内の不登校児童生徒支援教室へは、1,184人（1校当たり平均9.5人）の児童生徒が通室しており、その内、453人（平均3.6人）の児童生徒が原籍学級へ復帰することができています。復帰率は38.3%でした。令和2年度に新規に指定された不登校児童生徒支援推進校を中心に学校訪問をし、不登校児童生徒支援教室の運営状況について、把握に努めました。

「地区不登校等児童生徒支援拠点校」を12校指定し、「地区不登校等児童生徒サポートセンター」を設置しました。訪問相談担当教員12名が、家庭訪問等を通じて不登校等の児童生徒とその保護者等に対して、学校復帰を目指すための相談・援助を実施しました。相談・援助を行った件数は延べ10,779件、電話対応は延べ7,590件で、そのうち370人が好転しました。

六つ目に、教育相談事業や24時間子供SOSダイヤル電話相談の実施についてです。子ども（小・中・高校生など）、保護者、教職員に対して専門的な立場から教育に関する相談を受け付けています。学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、本人及び保護者や学校・教職員に対し、相談活動を通して適切な支援を行っています。各相談機関とのネットワークを構築し、相談者の様々なニーズに対して、より適切な支援・援助を行うための総合窓口としています。本事業は休日・夜間を含めた24時間の電話相談を実施しています。子どもと親のサポートセンターで平日8時30分～17時15分まで実施し、その他の時間帯は外部に委託して行っています。

七つ目に、いじめに関する研修の実施については、法に基づいたいじめの認知やいじめの早期発見に向けた学校の取組等を重点に各種研修会で周知を図る予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、実施することができず、ホームページで紹介する等代替措置を取って周知しました。

八つ目に、SNSを活用した相談事業についてです。中・高校生にとって身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用し、生徒が抱える様々な悩みを、学校外のカウンセラーに気軽に、誰にも知られず相談することで、悩みを早期に解決し、自殺、いじめの重大事態等の重篤な事案や不登校を未然に防止することを目的とした教育相談体制を構築しています。令和2年4月20日から令和3年3月28日まで、県内の国公立中・高等学校及び特別支援学校中・高等部に通学する全生徒（約30万人）を対象に、毎週水曜日と日曜日の17時から21時まで、LINEで相談できる窓口の開設を行いました。長期休業明け等の期間については、毎日相談窓口を開設しました。

【議長】

ありがとうございました。ただいまの担当課からの概要説明を踏まえて、委員の皆様、御意見等ございますでしょうか。

【委員】

いじめの認知件数の増加について御報告いただきましたが、学校ごと、教育委員会ごとの認知件数と報告件数に大きな差があるのかどうか、それについて、本県ではどのように把握しているか。また、そのあたりをどうお考えか、どのように支援に繋げているか伺いたい。

【児童生徒課】

問題行動等調査の結果については、統計法により調査票情報の目的外使用は制限されているため、学校別・市町村別のいじめ認知件数を公表することができません。

いじめの認知件数が多いことは憂慮すべき事ではありますが、いじめの認知に

において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、法の定義に則り、児童生徒の被害性に着目して、丁寧に認知することが浸透してきた結果、件数が増加しているものと考えられます。重篤な状況となる前に、早期発見、早期対応、丁寧な見守りにより、1件でも多くのいじめが解消されるよう、子供たちが相談しやすい環境づくりや、適切な指導支援体制のより一層の充実を目指してまいります。一方、未然防止に向けた取組の強化の必要性もあると認識しています。

【議長】

認知件数が多い方が良く、少ない方が良くというわけですから難しいと思いますね。

【委員】

不登校の子どもたちについて、ヤングケアラーという問題もあると思います。その点について、調査等はないとは思いますが、不登校の子どもたちの中には、明らかにヤングケアラーという状況の子どもたちがいると思います。そういった情報について、掴んでいるのでしょうか。

【児童生徒課】

令和2年度、国が実施した実態調査において、「世話をしている家族が「いる」と回答した中高校生のうち、「世話をしているために、やりたいけれどできていないことはあるか」との質問に、中学生で1.6%、全日制高校生で1%が、「学校に行きたくても行けない」と回答しているとの結果が出ています。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーより、ヤングケアラーを含めた家庭に課題を抱え、学業に支障が出ている児童生徒に対応した事例の報告も入っています。

県教育委員会では、学校現場において、ヤングケアラーを早期に発見し、福祉等の関係機関と連携し、適切な支援につながるよう、教職員等への理解の促進に努めているところです。

【議長】

やっと社会的に注目を集めるようになったヤングケアラー問題ですが、本県にも確実にそのような問題があると思いますので、引き続き御注視いただければと思います。

【委員】

啓発について、チラシの配布やホームページ掲載の記載がありますが、チラシなどの資料提供における効果や、実際どのように活用されているのか、把握して

いますか。

【児童生徒課】

いじめ防止啓発リーフレット、いじめ防止啓発カードについては、各学校において、効果的に活用されるよう各市町村教育委員会に指導を依頼しております。特にいじめ防止啓発カードについては、記名欄と児童生徒それぞれのいじめ問題に立ち向かう勇気を記入する欄を設け、各学校において、ホームルームや集会などの場面で活用するよう、依頼しております。

これらの活用の状況については、県教育委員会として把握しておりません。

【議長】

今の御質問とても重要なもので、この事業に留まらないかと思えます。他の色々な県の事業でも、パンフレット等の作成・配付を行っていると思えますが、配ったきりではなく、どう使われ、どのような効果があり、何が問題なのかという所まで検証する必要があると思えます。児童生徒課だけでなく、他の課でも広く引き取っていただければと思えます。

【委員】

教育相談事業ですが、保護者の相談件数が約3,500件、SNS相談件数が約4,700件とのことですが、相談を受けた後、解決をしたのかどうか等の追跡調査を行っているのでしょうか。またそのデータはあるのでしょうか。

【議長】

今の委員の質問も含めてそうですが、やったことについての追跡、効果検証、課題の抽出をしているのかどうかという事だと思えます。その点を含め、御回答願います。

【児童生徒課】

SNS相談において、追跡調査は行っておりませんが、いじめ等、引き続き学校での対応が必要な相談で、相談者の氏名や学校名がわかり、本人の了承が得られたものについては、学校に情報提供しております。なお、命に関わる事案などの緊急時については、本人の同意に関わらず警察などの関係機関と個人情報や相談内容を共有し対応することがあります。

また、相談後のアンケートにおいて、「相談してよかった」と答えた生徒が85.7%、「また相談したい」と答えた生徒が83.7%に上るなど、高い評価を得られたことから、相談した多くの生徒の心の悩みを軽減できたと受け止めております。

【議長】

ちょうど夏休み明け、子ども達の心の緊張が高まる時期だと思しますので、引き続き子ども達へ支援いただければと思います。

つづきまして、事業番号60「ちば地域若者サポートステーション事業」について、事業の概要説明及び委員意見への回答を雇用労働課からお願いいたします。

【雇用労働課】

ちば地域若者サポートステーションでは、学校卒業・中退後あるいは仕事を辞めた後、15歳から49歳までの若年無業者を対象に個別相談を行い、各自の置かれた環境を把握するとともに、働く意欲の向上や社会キャリアのための自立支援プログラムを実施しております。また、若者の自立を支援している機関・団体とのネットワークを活用して、より適した支援を行えるよう連携を図っています。

次に、委員意見への回答をさせていただきます。「ちば地域若者サポートステーション事業」では、キャリアコンサルタントや臨床心理士による相談支援を実施するとともに、若年無業者等の自立支援を実施する関係機関・団体と連携し、個々の状況に適した職業的自立への支援を行っています。また、社会福祉協議会、ハローワーク、市役所等の施設へパンフレットを配架し、県民への広報を実施することで、当事業の利用促進に努めております。引き続き、県民へ積極的に当事業の広報を実施するとともに、働くことに悩みを抱える若年無業者等の就労支援に努めてまいります。

【議長】

ありがとうございます。ただいまの御回答等踏まえまして、委員の皆様から御意見等ありますでしょうか。

【委員】

具体的に自立支援プログラムの内容について、お聞かせいただけますか。

【雇用労働課】

ちば地域若者サポートステーションでの自立支援プログラムについて、御説明いたします。セルフメンテナンスや発声についてのトレーニングや、コミュニケーションが苦手な方でもゲームやレクリエーションを通じて相手の話を聞く力や自分の意見を伝える力を身に付けられるよう、支援しています。

また、「ニュースでトリビア」という新聞記事を利用し、雑学力を伸ばすプログラムや、「アートな時間」という絵を描くプログラムなどを実施したり、面接対策の練習、ビジネスマナー習得、企業研究、パソコン講座などを行っております。

【議長】

つづきまして、事業番号91「少年サポート活動」について担当課からお願いします。

【少年課】

少年課では、県下6か所に少年センターを設置し、臨床心理士、公認心理師の資格を有する少年補導専門員や相談専門員を配置し、街頭補導、少年相談、非行防止・薬物乱用防止の広報・啓発など、少年の非行防止・保護の各種活動を推進しています。

令和2年中の少年を取り巻く諸情勢を申し上げますと、刑法犯少年の検挙人員は776人で、前年比172人減少。不良行為少年の補導人員は15,398人で、前年比2,874人減少となっています。また、非行防止教室や薬物乱用防止教室など職員派遣型の啓発活動につきましては、非行防止教室が延べ101校・117回で前年比207校・247回減少、薬物乱用防止教室が延べ269校・283回で前年比190校・202回減少となっています。

委員御指摘のとおり、近年、刑法犯少年の検挙人員や不良行為少年の補導人員は減少しており、さらに昨年中は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各学校においては、休校の措置などもあり、職員派遣型の各種啓発活動も昨年と比較して減少した状況となりました。なお、非行防止教室や薬物乱用防止教室では、動画といった映像教材を制作し、県警ホームページやYouTubeに掲載するなどして、学校教育の場で活用できるよう学校機関等に周知しているところであります。

こうした状況下におきまして、令和3年度における少年サポート活動の予算が拡充していることについて御質問いただきましたので、御説明させていただきます。少年サポート活動に係る予算につきましては、非行防止教室や薬物乱用防止教室の開催に必要な消耗品費や、広報・啓発活動に係る印刷費などとなります。令和3年度予算額が増加しているのには2つの理由がございます。まず一つは、令和2年度までに警務部警務課犯罪被害者支援室において予算要求をしていた、千葉県警察少年カウンセリング業務（スーパーバイザーによるスーパービジョン）に係る予算が、令和3年度から少年課へ移管となったことによる増額となります。二つ目は、啓発用リーフレットの印刷費用単価が増加したためとなります。

なお、今年度の職員派遣型教室は前年度比プラスとなる見込みとなります。

【議長】

ありがとうございます。ただいまの御説明と御回答について御意見等ありますでしょうか。

【委員】

予算の拡充について回答ありがとうございました。今までの事業にも関わることですが、リーフレットについて、ネットやSNSに特化している子どもたちなので、ぜひ紙ベースではなく、ネット上のPR等の広報・啓発に御尽力いただきたいがどうか。

【少年課】

コロナの機会もあり、紙を配布する機会がなくなっている現状であるので、委員の御意見を踏まえながら、広報・啓発に尽力したいと思います。

【委員】

今の意見とも関連するが、動画というメディアを活用しているのは非常に良いなと思いました。その一方で、動画というものを教材として考えると、様々な工夫が可能だと思います。構成やデザインなど、実際に学校や子どもたちに使ってもらう時に、様々な知見をお持ちの方もいると思いますので、教育広報上の工夫を色々取り入れるという事がまだまだできるかなと思いました。特に薬物・非行は「いけない」ということがわかりきっている、結論ありきから始まるという、教育としては非常に難しいテーマだと思いますので、子ども達に納得してもらうための工夫ができるのでは、と思いながら動画を拝見しました。

【議長】

他に御意見等ございますでしょうか。

【委員】

文部科学省の問題行動調査では、いじめや不登校の増加がありますが、暴力行為では小学生がとて多くなってしまいました。そこで、刑法犯少年の減少は存じ上げておりますが、本県において触法少年の状況はどうか。また、それに対しどのような対応をしているのかお尋ねします。

【少年課】

対応について御説明いたします。先程御説明いたしました、資格を有する補導専門員・相談専門員が対応しております。現状といたしましては、多動などの障がいを抱えているお子さんが暴力に走るといったこともあると感じております。

【議長】

つづきまして、事業番号118「学校を核とした県内1000か所ミニ集会」に進みます。御担当課から御説明をお願いいたします。

【生涯学習課】

この県内1000か所ミニ集会は、地域住民の声を学校運営に生かす、開かれた学校づくりや学校を核とした地域コミュニティの構築を目的として、政令市を除くすべての公立学校で実施されています。学校や地域住民が学校・家庭・地域の様々な教育課題について、膝を交えて本音で語り合うものであり、平成12年度から千葉県独自で実施する、地域と学校の連携を促進するための施策です。県内1,100校以上における近年の実施率は、100パーセントで推移しております。

実際に行われているミニ集会の実践例を紹介いたします。まず、開催方法については主に3パターンあります。一校単独で行うパターン、中学校区で小学校と中学校が連携して行うパターン、県立学校と近隣の小中学校で連携して行うパターンです。中には、幼稚園と連携をしているところもあります。会場は学校の体育館や公民館など、公共施設を利用して行います。テーマは、地域連携、防災、防犯、食育、SNSの危険性やその利用、一人一台タブレット、障がい者スポーツに関する事など、学校や地域に合ったテーマを各校で設定し、その意見交換を行っております。ミニ集会の流れについては、テーマについての講話や説明、代表者による問題提起など、グループ協議を行い、協議した内容を共有して、会のまとめをするといった流れが多いです。一例を紹介すると、ある県立高校のミニ集会では、学校職員や行政職員、福祉関係の方、地元・企業の方など、多様な業種の方が参加して行われました。生徒が開発したレシピを紹介した後、その商品化や販売の方法などについて、活発な意見交換がされました。地域の大人がサポートしながら、高校生のアイデアが形になっていく過程は、学校の地域連携の在り方として手本となるものです。昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止する学校も多かったのですが、今年度は多くの学校が実施を予定しております。

県の方針として、実施率だけではなく企画運営を地域と共同して取り組むことに力を入れ、内容の充実を図っています。今後も、地域と学校の連携を促進する取組として、引き続き推進していきたいと考えております。

次に、委員の皆様から頂いた御意見について回答いたします。令和元年度まで、ミニ集会の実施を促すチラシを作成・配付しており、その経費がかかっていましたが、各校での実施が定着化したため、令和2年度よりホームページでの配信に変更し、予算の削減を図ったことで、ゼロ予算となりました。集会の実施にあたって、県として必要な経費は元々発生しておりません。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響でミニ集会を実施できない学校もありましたが、新しい生活様式で、広い会場での実施、短時間での実施、回数を増やしての分散開催、筆談によるワークショップ、感染症対策を意識しながらの避難所開設訓練等、各学校で工夫して実施していました。また、ミニ集会を実施した学校の多くは、学校と地域が共同で集会の企画・運営を行い、有意義な活動が展開されました。した

がって、県の予算としてはゼロですが、ミニ集会の取組は各学校の創意工夫により実施できると認識しております。今後とも各校での取り組みが充実するよう、引き続き推進してまいります。

【議長】

ありがとうございます。委員の皆様方から御意見等ありますでしょうか。

それでは、事業番号136「青少年ネット被害防止対策事業」について、説明をお願いいたします。

【県民生活・文化課】

青少年ネット被害防止対策事業のうち、インターネット上の問題のある書き込みを調査する「ネットパトロール」につきましても、この後の報告事項で説明させていただきますので、ここではインターネット適正利用に係る講演会に絞って御説明いたします。

県では、インターネット適正利用の啓発を行うため、学校・関係機関の要請に応じ、児童生徒・保護者・学校関係者などを対象とする講演会において、職員を派遣し講演を実施しております。講演にあたっては、ネットパトロール等で得た情報も盛り込み、実施しております。令和2年度においては31回（4,115人）、うち小学校への講演は13回（1,079人）行っております。令和元年度は39回（13,586人）講演を行っており、比較すると減少していることがわかります。こちらについては、新型コロナウイルスの感染拡大により一斉休校となったことが、要因として挙げられます。

【議長】

ただいまの御説明と御回答について御意見等ありますでしょうか。

【委員】

昨年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、講演回数が減少しているとのことだったが、今年度はどのように取り組んでいるのか、回数はどうか。また、受講した子どもたちの反応はどうでしょうか。

【県民生活・文化課】

今年度については、7月末現在で36か所、110回の講演を実施しております。比較として、令和2年度7月末現在は、緊急事態宣言による休校などもあり4か所、4回となっております。新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、今までは体育館などで一堂に集めて講演をしていましたが、今年度は学年ごと・クラスごとに分散して実施しております。講演の内容は、実際に発生したSNSが起因の事件を取り上げており、児童からは「こんなに恐ろしい被害に合うとは

知らなかった」といった感想を受けています。SNSやオンラインゲームで知らない人と会う危険性について講演することで、自己のインターネットへの関わりを見直すきっかけを与えていると感じております。

【委員】

今日の会議もこうしてオンラインでやっているように、講演も学校と協力してオンラインでやることはないのでしょうか。

【県民生活・文化課】

学校によってはオンラインで実施している所もあります。保護者に関してオンラインの講演をやった実例が、今年度ありました。ただ、学校によりオンラインの環境が異なっているので、そういったことを考慮しながら今後も取り組みます。

この講演は、学校の要請に応じて職員を派遣しておりますので、開催方法についてよく打ち合わせをしながら進めてまいります。

【議長】

今後GIGAスクール構想の浸透によってもオンラインの講演を進めていくようになると思います。それでは最後、事業番号138「サイバー犯罪対策の推進」について、お願いいたします。

【サイバー犯罪対策課】

本事業の概要は、児童生徒・保護者・学校関係者に対するインターネットの適正利用に関する講演、当課ではこれを「ネット安全教室」と呼んでおりますが、それを実施し、その普及啓発を行っております。令和2年の実績ですが、ネット安全教室につきましては、児童生徒及び学生向けが197回（対象人数：28,079人）、教職員及び保護者等向けが44回（対象人数：3,977人）、実施しております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止、緊急事態宣言により、ネット安全教室や広報・啓発イベントの実施数が例年に比べ減少しているところであり、集合教養がままならない状況を補うべく、2月1日～3月18日までのサイバーセキュリティ月間中、県警ホームページに青少年向けの特設ページを作成し、インターネットの適正利用について広く呼び掛ける試みを行っております。

次にネット安全教室の具体的な内容について御説明します。まず、児童生徒向けのネット安全教室ですが、ネットリテラシーの基本を学ぶことを主眼としています。ネットリテラシーというのは、一般的に「ネットを正しく利用する能力」という意味合いで使われますが、ネット安全教室においては、内容を限定して「ネットトラブルに巻き込まれないために、知ってもらいたい自衛能力」という意味で使っております。具体的には、「ネットは世界中の人が見ている」

「ネット情報を鵜呑みにしない」「面と向かって言えないことはネットでも言わない」「ネットで行ったことは通信事業者に記録が残っている」「ネットに一度出たものは全て回収することが不可能」以上5つのポイントを、抽象的な解説ではなく、当課で収集した様々なトラブル事例の紹介を中心として、体験的な知識に近づけた内容をお話しするよう、心掛けています。

一方、教職員・保護者向けですが、青少年と大人のインターネットに対する知識や習熟度に大きな落差があることから、まずは主として、SNSトラブルの現状を正しく認識してもらえることを第一の目的とし、それを踏まえて大人に何ができるのか、という観点からトラブル回避の環境整備として、フィルタリングやペアレンタルコントロールの導入推進、スマートフォンの利用に係るルール作りの推奨などを行っているところです。幸いネット安全教室につきましては、各方面から好評であり、年間約1,000の派遣要請があります。ネット安全教室の実施後は、「インターネットの危険さが改めてよくわかった」「ペアレンタルコントロールという仕組みを初めて知った」などの意見を多数いただいているところです。

先程申し上げた通り、新型コロナウイルス感染症拡大により実施回数が減少しているところですので、先程もありました、リモートによるネット安全教室を現在試行錯誤を重ねている状況ですが、内容の充実化を図っていきたくと思っています。

最後に、本事業について「近年の少年事件においても、インターネットに関連する非行が多く見受けられる。青少年のネットリテラシーの強化と同時に、保護者や教職員に対し、容易に当事者になり得ることを強く認識させるなど、危機意識を高め、環境整備（フィルタリング等）の重要性を理解させる働き掛けも必要だと考える。」と御意見がありました。SNS等のソーシャルメディアは、青少年の使う主要なコミュニケーションツールとなっています。スマートフォンを片時も離さないというような青少年が増えているのはその証左と思われませんが、その分多くのインターネットトラブルが発生しているのは、委員の御指摘のとおりと考えており、当課といたしましては、ネット安全教室を通じて、青少年のトラブル回避のためのネットリテラシーの周知、保護者や教育関係者に対しては、トラブルの現状・回避のための環境整備について、引き続き広報・啓発活動を行っていきます。

【議長】

ありがとうございます。ただいまの御説明について、御質問、御意見等ありますでしょうか。効果検証も含め丁寧に説明していただいたので特になしという事でよろしいでしょうか。

これで、意見交換の対象としていた6事業すべての御説明をいただいた所ですが、全体を通じて、または特定の事業について追加で御意見や御質問等はいかが

でしょうか。

【委員】

少年課の方に是非お願いしたいのが、子ども達のSNSを利用した犯罪の未然防止を是非とも御尽力いただきたい。今、街を歩いているだけでもタバコを吸っている不良行為少年や深夜徘徊している少年は、極端に少なくなっている。一方で、ネットのトラブルに巻き込まれている少年たちが非常に多いように感じています。是非少年課では、補導専門員やその他OBなどの力を使って、ネット補導をさらに充実していただきたい。

【委員】

1000か所ミニ集会についてですが、先程の説明の中で事例の紹介がありました。県内の学校にも是非お示しいただきたい。今学校では、これからアフターコロナとなった時に、ミニ集会をどのようにやっていくか検討していると思います。持続的にこのような事業をしていくためにも、毎年開催するにあたり現場の先生から話を聞いていて、他の学校で「このようなことをやっていた」ということの情報をしていただくと、今後横の繋がり（地域とか家庭連携）を含めて、良い事業になるのではと思います。

【生涯学習課】

御意見ありがとうございました。ホームページに具体的な良い例やコロナ禍の実践例などあげていこうと思います。

【議長】

大変魅力的な試みだと思います。コロナ禍で私も一度も行けていませんが、是非良い形で発展的に、良い取組を生かしていければと思います。

【委員】

ミニ集会について、私も青少年相談員で小学校・中学校単位で活動をしているのですが、10年くらいミニ集会に参加しており、当初、かなりの学校数がやっていたのですが、今はかなり数が少なくなっています。私が知っているのは中学校単位でやっている所なのですが、減少の原因は成功事例などの情報がなく、だんだん話す内容がパターン化してしまっていることだと思います。ミニ集会で団体の代表が授業をやるのですが、スケジュール負担が大きく、だんだん授業を引き受けなくなるという事があると思います。なので、是非「良い事例をホームページに載せている」という事も周知してほしいし、失敗例なども併せて周知してほしい。

【議長】

グットプラクティスの共有と、教育内の横の繋がりについて教育庁の支援をいただきたいということによろしいでしょうか。(委員領き)では、生涯学習課は方向性として今やっているという事でしょうが、さらに支援をして頂きたいということで、意見として引き取っていただければと思います。他にいかがでしょうか。

それでは、対象となる事業の意見交換は以上となります。令和2年度における第3次青少年総合プランの重点事業について、委員の皆様の御意見をもとに、担当課の御意見を伺って、さらに議論を進めてきたところですが、各担当課においては委員の御意見を参考にして頂き、今後の事業展開に反映させていただければと思います。

～ 報告事項 ～

【議長】

続きまして、報告事項に移ります。青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）についてお願いします。

【県民生活・文化課】

青少年ネット被害防止対策事業(ネットパトロール)について御説明いたします。青少年ネット被害防止対策事業 令和2年度実施結果の資料をご覧ください。県では青少年がインターネット上のトラブルに巻き込まれることを防止するため、ネットパトロールを実施しています。

実施方法について、専門的な知識やノウハウ、独自の検索ツールを有する、ネットパトロールに精通した事業者に業務委託を行い、県内の全ての中学校・高等学校・特別支援学校等、625校を対象に、生徒が行っているSNSなどについて監視を行っています。なお、平成28年度からは、一部の小学校について試験的に監視を行っています。

監視により発見された問題ある書き込みに関しては、内容により危険度をレベル1から3に分類しています。レベル2、3に該当するものは特に問題のある書き込みとしています。

次に、問題ある書き込みを見つけた場合の措置について御説明いたします。ネットパトロールのフロー図を併せてご覧ください。レベル2、3に該当する特に問題のある書き込みを発見した場合については、教育委員会などに個別に情報提供を行い、削除を含めた生徒への指導を依頼しております。なお、事件性や緊急性の高いものについては、教育委員会などに対して個別に情報提供を行うほか、学校や警察などに直接通報を行い、関係機関と早急な対応を行っております。また、毎月ネットパトロールの結果と情報を教育委員会等に情報提供し、教員の研

修や生徒への指導に役立てるなど、インターネットの安全利用について啓発しております。

次に、令和2年度の実施結果について御説明いたします。令和2年度は、中学校・高等学校・特別支援学校、625校のほか、一部の小学校延べ120校についても、ネットパトロールの対象といたしました。

実施の状況について、問題ある書き込みについては1,014人となっており、その内訳はレベル1が872人、レベル2が138人、レベル3が4人となっています。レベル2、レベル3に該当する特に問題のある書き込みを行った142人による184件の書き込み内容の内訳については、「自分自身の詳細な個人情報の公開」が4件、「他人の個人情報の公開」が55件、「個人を特定した誹謗・中傷」が50件、「暴力・問題行動」が58件、「わいせつ表現」が9件、「その他」が8件となっています。問題のある書き込みの男女別の人数ですが、男子が536人、女子が444人、不明33人となっています。学年別につきましては、中学校1年生が15人、中学校2年生が102人、中学校3年生が147人、高校1年生が163人、高校2年生が212人、高校3年生が235人、不明が140人となっています。

令和2年度の特徴について、特に問題のある書き込みをした人数は、令和元年度よりは増加していますが、全体としては平成25年度以降、減少方向となります。また、発見された書き込みを内容別に見ますと、「自身の個人情報の公開」に関する発見件数は、令和元年度から大きく減少しています。これは、自分自身の個人情報を公開することに対するリスク啓発が進んでいると考えております。一方、「他人の個人情報」やいじめにつながる「誹謗・中傷」や、拡散・炎上につながる「暴力・問題行動」などの発見件数は、令和元年度と比較して増加しております。これは、令和元年度から業務委託による事業を実施したため、検索手法が変化しまして、ツイッターを中心とした検索から、インスタグラムなども検索するようになったことが要因の一つだと考えております。以上で終わります。

【議長】

ありがとうございました。ただ今の報告事項に関して、委員の皆様から御意見や御質問があればお願いいたします。

【委員】

先程、ツイッターだけでなくインスタグラムも、ということでしたが、インターネットのアプリやその利用については流行があり、多様化・複雑化していると思われま。そういったものにも現在のネットパトロールは対応できているのか。また、今後の課題等もあればお聞きしたい。

【県民生活・文化課】

令和2年度から専門的な知識やノウハウ等を有する事業者に業務委託することで、検索手法が変わりました。そのため、令和元年度以前の、ツイッターを中心にした検索からインスタグラムなども検索対象に加わったほか、YouTubeや学校口コミサイトなど様々なサービスから、問題のある書き込みを発見することができております。こうしたところから、現状は対応できていると感じております。課題については、LINEや、非公開・公開範囲が制限されているSNSについては、ネットパトロールの検索の網にかからないところが課題として挙げられます。そのため、ネットパトロールの実施に併せて、生徒が問題のある書き込みをしないように、インターネットの適正利用啓発活動とネットパトロールの両輪で取組を進めていきたいと考えております。

【議長】

ありがとうございました。なかなかクローズになっている部分は大変もどかしさを感じるどころです、他にありますか。

【委員】

レベル2、3の書き込みがあった場合は委員会等に連絡し指導するとのことですが、レベル1を見つけた場合はどうなっているのでしょうか。

【県民生活・文化課】

レベル1につきましては、学校名・氏名・顔写真などの個人情報を公開しているものになります。こちらについては月例報告の際に、教育委員会等へ情報提供しているところです。

【議長】

委員は、これがシーズになってレベル2、3などに移行していく可能性がある、といった御懸念を含めた質問だったのでしょうか。

【委員】

単純にどのように利用していたか気になったので、質問させてもらいました。これは異論がある方もいらっしゃると思いますが、ネットに名前を公開すること自体は問題行動ではないと思いますので、教育としてこの行動をどうとらえるかというのは、非常に難しい問題だと思ったので質問した次第です。

【議長】

ありがとうございます。レベル1の情報を引き取った後、教育委員会がどのような対応をされているか現時点で回答できるのでしょうか。

【県民生活・文化課】

レベル1につきましても、教育委員会等に情報提供しているところですが、教育委員会から各学校に対して、情報を提供していただけるよう、お願いしております。

【委員】

レベル2のわいせつ表現で、写真というのは性的な写真や裸の写真だと思うのですが、これは厳密に言えば児童ポルノ法や買春に繋がることや、県の条例に引っかかると思うのですが、そのわいせつ表現を発見した場合は、警察への通報などはしないのでしょうか。

【県民生活・文化課】

もちろん児童ポルノ法等に引っかかる恐れがあるものについては、レベル3の緊急性・事件性として警察等に連絡をしながら対応していくことになると思います。昨年度発見されたわいせつ表現の案件は、「局部等は隠された状態ですりガラス越しに友達の裸の写真を撮り、掲載する」ことや、「テキストで卑猥な表現をしている」などが発見されました。

【議長】

ありがとうございます。他に御意見はありますか。
それでは、報告事項について終了いたします。

～ その他 ～

【議長】

つづきまして、その他について、議事等に関わらず委員の皆様から、この協議会で情報の共有が必要だと思われることがございましたら、是非この機会に御意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、その他意見、御質問はないようですので、事務局にお返しします。皆様、御協力、貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

【司会】

貞廣会長、出席者の皆様、長時間にわたりましてありがとうございました。

以上をもちまして、「令和3年度第1回千葉県青少年問題協議会」を閉会させていただきます。皆様ありがとうございました。

令和3年8月30日

千葉県青少年問題協議会